

- ①土壌汚染の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及び  
②その汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって③国民の健康を保護することを目的とする。

## ①汚染の状況の把握に関する措置

- 土壌汚染による健康被害を防止するためには、その前提として、健康被害を生じさせるおそれがある土壌汚染の状況を的確に把握することが必要。
- 汚染の可能性の低い土地も含めたすべての土地を調査することは、法目的に照らして合理的でないことから、土壌汚染の可能性の高い土地について、調査を行う必要性の大きい一定の契機をとらえて土壌汚染の調査を実施。
- 法令で定めた物質について、一定の調査方法により調査。

## ②健康被害防止措置

(汚染が把握された区域及びその周辺における防止措置)

- 基準値を超過した場合に、汚染の程度や健康被害のおそれの有無に応じて、合理的で適切な対策が実施されるよう、環境リスクに応じて区域を分類。
- 都道府県知事は、要措置区域においては汚染除去等計画の作成を指示。
- 汚染土壌が存在する区域において、形質の変更を行う場合は、環境リスクに応じた施行方法により実施。

※環境リスク：化学物質に固有の有害性の程度と人への暴露レベルを考慮した、環境を通じて人に悪影響を及ぼす可能性。

(搬出先における防止措置)

- 搬出される汚染土壌の不適正な処理が行われることにより汚染の拡散が起らないよう、汚染土壌の搬出を規制。

# 土壌汚染対策法の概要

- ・ **法に定める契機が発生**したときに土地の土壌汚染の状態を**調査**し、**汚染がある場合は区域指定**される（要措置区域と形質変更時要届出区域の2種類）。
- ・ **要措置区域**では**汚染の除去等の措置**を実施する。**形質変更時要届出区域**では土地の形質の変更に当たって**事前の届出**を行う。また、それぞれの区域から**汚染土壌を搬出する場合には規制**がかかる。

## 調査

### ①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第3条）

- 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壌汚染状況調査を行う

### ②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）

- 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行う
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて調査結果を提出可能

### ③土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

### ④自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

## 土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合

### 区域の指定等

#### ○要措置区域（第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、汚染の除去等の措置を実施し、報告を行う（第7条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

#### ○形質変更時要届出区域（第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）

- 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行う（第12条）

## 汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

### 汚染土壌の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌の搬出の規制（第16条、第17条）（事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守）
- 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務（第20条）
- 汚染土壌の処理業の許可制度（第22条）

### その他

- 指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新、技術管理者の設置等）（第32条、第33条）
- 土壌汚染対策基金による助成（汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成）（第45条）